

**手続名**  
国民健康保険資格取得に係る手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課（049-251-2711 内線314）

**手続説明**

- ・概要  
社会保険など公的な健康保険の資格を喪失された場合や他市区町村の国民健康保険に入っていて富士見市に引越した場合などに富士見市国民健康保険への加入をしていただく手続きです。
- ・対象者
  - ・農業やお店などを経営している自営業の方
  - ・退職などで職場の健康保険をやめた方
  - ・パートやアルバイトで一定以上の収入があり、職場の健康保険の扶養家族になれない方
  - ・3か月を超える在留期間が決定され、富士見市にお住まいの在留外国人の方
- ・提出期限  
事由が発生した日から原則として14日以内

**必要書類**

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mynumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)
- 以下のうち各事由に該当するもの
- ・健康保険資格喪失証明書、退職証明書、離職票のうちいずれか1点（勤務先の健康保険をやめた場合）
  - ・健康保険資格喪失証明書（家族の健康保険の扶養から外れた場合）
  - ・転出証明書（転入の場合）
  - ・生活保護廃止決定通知書（生活保護を受けなくなった場合）

**手続詳細URL**

[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shika ku\\_kyufu/2017-0317-1113-16.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shika ku_kyufu/2017-0317-1113-16.html)

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
あり	あり